

学校法人専修大学役員の報酬等の支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人専修大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第43条の規定に基づき、役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、学校法人専修大学（以下「この法人」という。）の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、寄附行為第7条第2項、第3項及び第4項に定める理事長、常勤理事及び常勤監事並びに寄附行為第6条に定める学長をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 学内非常勤役員とは、非常勤役員のうち、この法人が設置する大学の専任教職員である理事をいう。
- (5) 学外非常勤役員とは、非常勤役員のうち、学内非常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与、退職金又は退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、この法人が設置する大学の教員又は職員の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与及び退職金
 - (2) 非常勤役員 報酬及び退任慰労金
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、学長については、教員としての給与、賞与、学長手当等が支払われていることから、常勤役員としての報酬及び賞与は支給しない。
- 3 寄附行為第5条に定める総長が推戴された場合の報酬等については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が決定する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて支給する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める基準により算出される額
- (3) 退職金 学校法人専修大学常勤役員退職金規程により算出される額

2 学内非常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて支給する。

- (1) 報酬 別表第3に定める額
- (2) 退任慰労金 学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程により算出される額

3 学外非常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて支給する。

- (1) 報酬 別表第4に定める額
- (2) 退任慰労金 学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程により算出される額

(報酬等の支給日)

第5条 役員に対する報酬等の支給日は、教職員の給与等の支給日に準ずるものとする。

(報酬等からの控除)

第6条 税金、社会保険料等は、必要に応じて、報酬等の支給時に控除する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その就任日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その退任日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬の額については、その月の報酬月額を30(日)で除して得た日割り額によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に10円未満の端数が生じたときは、支給にあたっては、これを10円に切り上げ、控除にあたっては、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第63条の2第4号及び寄附行為第42条第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 第 2 条第 6 号に当たらない通勤交通費その他の役員の職務執行に当たって必要な費用の支給については、別に定める。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

(事務所管)

第 11 条 この規程に関する事務は、理事長室秘書課の所管とする。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(内規の廃止)

2 学校法人専修大学役員の報酬に関する内規（平成 16 年 10 月 8 日制定）は、廃止する。

別表第 1 (常勤役員の報酬)

	月額報酬	
	基本月額	職務手当
理事長	800,000円	350,000円
副理事長		150,000円
専務理事		100,000円
常務理事		50,000円
常勤監事		30,000円

常勤役員が再任された場合は、基本月額を30,000円増額することができる。

また、理事長が再任された場合は、職務手当を50,000円増額することができる。ただし、その回数は、4回を上限とする。

別表第 2 (常勤役員の賞与)

上期賞与	専修大学の教職員の支給基準に準ずる。
下期賞与	

別表第 3 (学内非常勤役員の報酬)

	月額報酬
学内非常勤役員	30,000円

別表第 4 (学外非常勤役員の報酬)

	上期	下期
学外非常勤役員	500,000円	500,000円

支給日は、常勤役員に対する賞与の支給日と同日とする。